第九十三条第二項中「第百三十九条第六項」を「第百七十八条の二第六項」に改める。

第九十三条の三第二項第二号中「所属機関名」を「所属機関の名称」に改める。

第九十四条中「別紙様式第十五号による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同条に次の各号を加える。

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号

二　被扶養者の要件を備える者又は被扶養者の要件を欠くに至つた者の氏名、性別、生年月日、職業、年間所得推計額及び住所並びにその者と組合員との身分関係

三　被扶養者の要件を備えるに至つた年月日又は被扶養者の要件を欠くに至つた年月日及びその理由

四　その他必要な事項

第三章中第百条の二の次に次の四条を加える。

（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請）

第百条の三　厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（第三号厚生年金被保険者に係るものに限る。次条から第百条の六までにおいて同じ。）の資格取得の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。

一　申出者の生年月日及び住所

二　報酬月額

三　その他必要な事項

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　生年月日に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）による証明書又は戸籍の抄本

二　年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三　厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）を有する者にあつては厚生労働大臣が、法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）の組合員又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）であつた期間（他の法令の規定により当該組合員又は加入者であつた期間とみなされる期間に係るもの及び他の法令の規定により当該組合員又は加入者であつた期間に算入される期間を含む。）（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第五条第一項の規定により被保険者であつた期間とみなされた期間及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第六条の規定により被保険者であつた期間とみなされた期間を除く。以下同じ。）を有する者にあつては、当該共済組合（平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合（以下単に「存続組合」という。）又は平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金（以下単に「指定基金」という。）を含む。）又は日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）様式第一号により当該期間を確認した書類

四　国民年金法附則第七条第一項に規定する合算対象期間（国民年金等改正法附則第八条第五項（同項第三号から第四号の二まで及び第六号から第七号の二までを除く。）の規定により合算対象期間に算入される期間を含む。）を有する者にあつては、当該期間を明らかにすることができる書類

五　報酬月額を明らかにすることができる書類

（高齢任意加入被保険者の資格喪失の申出）

第百条の四　厚生年金保険法附則第四条の三第四項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。

一　被保険者の生年月日及び住所

二　標準報酬月額

三　その他必要な事項

（高齢任意加入被保険者の氏名変更の届出）

第百条の五　厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者は、その氏名を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を組合に提出しなければならない。

一　基礎年金番号

二　変更前の氏名

（高齢任意加入被保険者の住所変更の届出）

第百条の六　厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者は、その住所を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を組合に提出しなければならない。

一　基礎年金番号

二　変更前の住所

第百一条中「二以上の給付」の下に「（厚生年金保険給付を除く。）」を、「同一であるときは、」の下に「この命令に定めるところによるほか、」を加える。

第百一条の二及び第百一条の三を削る。

第百一条の次に次の十三条を加える。

（標準報酬の決定等）

第百一条の二　組合は、次に掲げる事項を記載した標準報酬定時決定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を決定するものとする。

一　組合員の氏名、生年月日、性別並びに組合員証の記号及び番号又はこれに準ずるもの

二　法第四十三条第五項に規定する報酬の総額

三　その他必要な事項

2　組合は、組合員の資格を取得した者があるときは、次に掲げる事項を記載した標準報酬新規・転入基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を決定するものとする。

一　組合員の氏名、生年月日、性別並びに組合員証の記号及び番号又はこれに準ずるもの

二　組合員の資格を取得した年月日及び報酬の総額

三　その他必要な事項

3　組合は、法第四十三条第十項の規定により組合員の標準報酬を改定するときは、次に掲げる事項を記載した標準報酬随時改定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を改定するものとする。

一　組合員の氏名、生年月日、性別並びに組合員証の記号及び番号又はこれに準ずるもの

二　改定前における標準報酬の月額及び等級

三　法第四十三条第十項に規定する報酬の総額

四　標準報酬の月額を改定する理由及び年月日

五　その他必要な事項

4　組合は、法第四十三条第十二項の申出並びに同項に規定する育児休業等（以下「育児休業等」という。）に係る子の氏名及び生年月日並びに当該育児休業等の承認期間を証明する証拠書類の提出が組合員からあり標準報酬を改定するときは、次に掲げる事項を記載した標準報酬育児休業等終了時改定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関より受け、標準報酬を改定するものとする。

一　組合員の氏名、生年月日、性別並びに組合員証の記号及び番号又はこれに準ずるもの

二　改定前における標準報酬の月額及び等級

三　法第四十三条第十二項に規定する報酬の総額

四　標準報酬の月額を改定する年月日

五　その他必要な事項